
平成27年第4回大和町議会定例会会議録

平成27年9月16日（水曜日）

応招議員（17名）

1番	今野善行君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀 啓君
10番	伊藤 勝君		

出席議員（17名）

1 番	今 野 善 行 君	1 1 番	平 渡 高 志 君
3 番	千 坂 裕 春 君	1 2 番	堀 籠 英 雄 君
4 番	渡 辺 良 雄 君	1 3 番	高 平 聡 雄 君
5 番	松 浦 隆 夫 君	1 4 番	馬 場 久 雄 君
6 番	門 間 浩 宇 君	1 5 番	中 川 久 男 君
7 番	槻 田 雅 之 君	1 6 番	大 崎 勝 治 君
8 番	藤 卷 博 史 君	1 7 番	堀 籠 日 出 子 君
9 番	松 川 利 充 君	1 8 番	大 須 賀 啓 君
1 0 番	伊 藤 勝 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	保健福祉課長	千 葉 喜 一 君
副 町 長	遠 藤 幸 則 君	産業振興課長	大 塚 弘 志 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	佐々木 哲 郎 君
代表監査委員	渡 邊 仁 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
まちづくり 政 策 課 長	小 川 晃 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
財 政 課 長	高 崎 一 郎 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
税 務 課 長	三 浦 伸 博 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	文 屋 隆 義 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	熊 谷 実 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	次 長	櫻 井 修 一
主 任	逢 坂 孝 徳		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、こんにちは。

9月8日からの特別委員会、議員の皆さん、執行部の皆さん大変ご苦労さまでございました。

ただいまから本会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番藤巻博史君及び9番松川利充君を指名します。

日程第2「委員長報告」(平成26年度各種会計決算の審査結果について)

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、委員長報告。

本定例会において決算特別委員会が設置され、これに付託の上、平成26年度各種会計決算が審査されたところであります。

ここで、決算特別委員会委員長に審査結果の報告を求めます。委員長堀籠日出子さん。

決算特別委員会委員長 (堀籠日出子君)

報告いたします。

今定例会において、去る9月8日、決算特別委員会に審査を付託されました平成26年度一般会計及び10の各種特別会計並びに水道事業会計決算については、決算特別委員会を開催いたし、各委員の熱意あふれる質疑が展開され、副町長、教育長及び各課長等の誠意ある答弁がなされ、慎重に審査した結果、原案のとおり認定するものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます。

議 長 （大須賀 啓君）

ただいま決算特別委員会委員長より審査結果の報告がありましたが、決算の審議においては質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって決算の審議においては質疑を省略し、討論、採決を行うこととします。

日程第3「認定第1号 平成26年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第3、認定第1号 平成26年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。8番藤巻博史君。

8 番 （藤巻博史君）

認定1号の平成26年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について反対の立場での討論をさせていただきます。

租税の公平性という問題のところで毎回取り上げております。いわゆる商工振興費のことでございますけれども、1億7,910万円のうちに企業立地関係で、7,842万円の支出となっております。企業立地奨励金が9社、それから用地取得のほうの奨励金が1社ということでございます。名前をお聞きいたしましたけれども、それぞれ名だたる会社であるようでございます。また、撤退をする企業もあったようでございます。いわば企業の進出、そして撤退ということに関して、奨励金というものはどういう役割なのかということでは、疑問を持つところでございます。さらに、立地してきた企業については、税金が入ってくるという見込みもあるという、もちろんそういうことがございます。しかし、地元からの正社員としての雇用もなかなか確認できない中で、そういう制度、いわば税金の還元というんですかね、そういう形での制度、もちろん町の純粋な持ち出しはここではなくて、国の制度ということで予算的な措置もあるわけですが、やはり平等性というところでは疑問があるということで、反対の討論とさせていただきます。

以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

次に、本案に賛成者の発言を許します。10番伊藤 勝君。

10番 (伊藤 勝君)

私は賛成の立場から討論を行います。

平成26年度一般会計決算を見ると、たばこ税の収入額の伸び率が大きく、固定資産税では人口の増加や居住用住宅及び賃貸集合住宅等の増加、並びに企業等の設備投資の増加による収入増となり、また徴収率の向上もあり、歳入総額は105億5,274万2,000円で、その中町税収入は44億724万円と、対前年比104.3%と44億円を超える過去最高の収入額となった。

以上のように財源は確保されているし、歳出総額は97億9,888万6,000円で、差し引き7億5,385万6,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源は940万1,000円で、実質収支額は7億4,405万5,000円となっている。歳出についても適正妥当であり、各種事業支出においても効率性が確保されており、執行内容も適正と認め、賛成とするものであります。

以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

日程第4「認定第2号 平成26年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計
歳入歳出決算の認定について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第4、認定第2号 平成26年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出

決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第2号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第5「認定第3号 平成26年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、認定第3号 平成26年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第3号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

日程第6「認定第4号 平成26年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（大須賀 啓君）

日程第6、認定第4号 平成26年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第4号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

日程第7「認定第5号 平成26年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（大須賀 啓君）

日程第7、認定第5号 平成26年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第5号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

日程第8「認定第6号 平成26年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（大須賀 啓君）

日程第8、認定第6号 平成26年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第6号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

日程第9「認定第7号 平成26年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（大須賀 啓君）

日程第9、認定第7号 平成26年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第7号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第10「認定第8号 平成26年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（大須賀 啓君）

日程第10、認定第8号 平成26年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第8号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第11「認定第9号 平成26年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（大須賀 啓君）

日程第11、認定第9号 平成26年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第9号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本決算は認定することに決定しました。

日程第12 「認定第10号 平成26年度大和町農業集落排水事業特別会計
歳入歳出決算の認定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第12、認定第10号 平成26年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

これから認定第10号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

日程第13 「認定第11号 平成26年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会
計歳入歳出決算の認定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第13、認定第11号 平成26年度大和町戸別処理合併浄化槽特別会計歳入歳出決
算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第11号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

日程第14 「認定第12号 平成26年度大和町水道事業会計歳入歳出決算
の認定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第14、認定第12号 平成26年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから認定第12号を採決いたします。

本決算は委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本決算は認定することに決定しました。

日程第15「議案第58号 平成27年度大和町一般会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第15、議案第58号 平成27年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。財政課長高崎一郎君。

財政課長 (高崎一郎君)

それでは、去る9月11日に発生いたしました台風18号によります豪雨災害の当面直面しております応急復旧に要する費用といたしまして、補正をお願いするものでございます。

お手元に配付をさせていただきました議案書の1ページをお開きお願いいたします。

あわせまして、歳入歳出補正予算事項別明細書(第4号)3ページをお開きお願い申し上げます。

議案第58号 平成27年度大和町一般会計補正予算(第4号)でございます。平成27年度大和町の一般会計補正予算(第4号)は次に定めるところによるものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,968万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億5,052万1,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、資料2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。詳細につきましては、事項別明細書のほうでご説明をさせていただきます。

3ページをお開きをお願い申し上げます。

初めに、歳入でございますが、20款繰越金第1項繰越金1目繰越金であります。補正前の額2億1,269万7,000円に7,968万2,000円を追加し、2億9,237万9,000円とするものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)
総務課長後藤良春君。

総務課長 (後藤良春君)

それでは、4ページをごらんになっていただきたいと思います。

歳出のほうの説明をさせていただきます。

10款3項1目の総務災害復旧費でございます。3節としまして職員手当、職員の時間外手当と管理職の特別勤務手当でございます。

次に、11節需用費でございますが、消耗品といたしまして復旧に当たります石灰、あと消毒液、土のうなどの費用になっておるものでございます。食糧費につきましては、水防団の夜の食事代に充てたものでございます。

次に、13節委託費でございますが、災害で発生しましたごみの収集に当たる費用に充てるものでございます。

次に、16節原材料費でございますけれども、緊急に災害の瓦れきとかを集めるために、高田の黒川行政事務組合の東側に新たに町有地に設置するに当たり、砕石をひいた費用になっております。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)
町民生活課長長谷 勝君。

町民生活課長 (長谷 勝君)

2目衛生環境災害復旧費でございます。これに関しましては、災害廃棄物の処理委託費用でございます。

13節委託料2,341万5,000円になります。業務委託ということでございますが、概算としまして可燃物1,000トン処理に1,240万円、不燃物100トン処理に700万円、家電処理20トンに400万円というふうな予算の措置でございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長（大塚弘志君）

同じく3目農林施設災害復旧費につきまして、ご説明いたします。

13節委託料につきましては、午前中ごらんいただきました大平排水機場に係ります点検、調査に係る費用でございます。

15節工事請負費につきましては、農道高山地区2路線、こちら路面洗掘になっております。それから、1カ所清水地区舗装が傷んで通行できない状況になっております1路線、計3路線に係るものでございます。また、林道に関しましては吉田嘉太神、あるいは宮床、それから石塚林道、一本杉林道など路面洗掘及びのり面崩落によりまして、通行できないものを応急復旧したいと考えているものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長（佐々木哲郎君）

それでは、同じく4目公共土木施設災害復旧費でございます。13節の委託料につきましては、大雨による道路31カ所に係る流失した土砂の撤去、路肩の補修等、また河川3カ所ののり面の補修及び公園1カ所のフェンスの補修等でございます。あわせて35カ所の応急復旧に係る作業委託に要する費用であります。

よろしくお願いたします。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長櫻井和彦君。

教育総務課長（櫻井和彦君）

5目教育施設災害復旧費でございます。13節委託料でございますが、落合小学校南側ののり面が崩落をいたしまして、隣接する建物の敷地内に土砂が入り込んだため、

緊急に撤去する必要がありますことから、その費用の補正をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 「議案第59号 平成27年度河川改修工事（準用河川小西川）
請負契約について

議 長 （大須賀 啓君）

日程第16、議案第59号 平成27年度河川改修工事請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。都市建設課長佐々木哲郎君。

都市建設課長 （佐々木哲郎君）

それでは、議案書の3ページをお開き願ひしたいと思います。

議案第59号 平成27年度河川改修工事（準用河川小西川）請負工事についてでございます。

上記の工事につきまして、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法昭和22年法律第67号第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

1 契約の目的 平成27年度河川改修工事（準用河川小西川）

2 契約の方法 一般競争入札による請負契約

3 契約の金額 6,858万円うち消費税508万円でございます。

4 契約の相手方 大和町吉田字橋本5番地の1 株式会社佐々木工務所でございます。

詳細につきましては、説明資料で説明いたします。説明資料1ページをお開き願いたいと思います。

初めに、入札の状況でございます。

1 入札参加条件、1番目地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当しないこと。

2 平成27、28年度大和町建設工事入札参加資格の承認されたもので、下記の事項に全て該当するものであること。①宮城県内に本社もしくは営業所等を有すること、営業所等の場合は本社から委任を受け、大和町入札参加資格者として登録してあること。②建設業方法に規定する建設業の許可、特定または一般を受けていること。③この業種に対応する監理技術者または主任技術者を専任で工事に配置できること。④宮城県及び宮城県内の地方自治体から指名停止処分を受け、入札公告期間中に指名停止処分を受けていないこと。⑤土木一式工事の格付がA級、900から1万1,990点、またはB級700から899点であること。

2番目といたしまして、入札の方法でございます。入札の方法につきましては、ダイレクト型一般競争入札で執行してございます。2といたしまして、入札書は郵便物による郵送、自宅配達による送致、直接持参のいずれかの方法で指定の期日まで届くようにすることとなっております。指定の期日に間に合わなかったものについては、失格としています。3この入札による参加資格申請者で、有資格と判定された者の数が5者に達しない場合、満たない場合ですけれども、入札を執行するとしております。

続きまして、入札参加者につきましては、1社でございまして、株式会社佐々木工務所。

入札の結果でございます。応札者につきましては、佐々木工務所。応札額は6,350万円でございます。予定価格につきましては6,370万円。低入札調査基準価格といたしましては、5,554万2,000円でございます。

以上のことから、平成27年8月24日に仮契約を締結したところでございます。

2ページをお開きください。

契約内容でございます。請負代金額6,858万円でございます。消費税を除いた金額につきましては6,350万円となっております。契約相手方につきましては、大和町吉田字5番地1 株式会社佐々木工務所でございます。

事業の概要につきましては、施工場所大和町鶴巣小鶴沢地内でございます。完成工期につきましては、平成28年3月25日、工事概要につきましては延長が434メートル、土工一式、護岸工といたしまして延長が192メートル、水路工としまして延長が242メートルでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

位置につきましては、小鶴沢の集落の東側、新幹線の脇なんですけれども、新幹線をまたぎまして、小鶴沢の環境事業公社の入り口手前までということでございます。

4ページをお開きください。

施工箇所の平面図でございます。概略図となっております。新幹線をまたぎまして、延長が先ほど申しましたように、434メートルで上流側が一部残るという形になります。

それから、6ページをお開きください。

6ページにつきましては、今回工事する箇所の標準図面を添付してございます。赤く着色している部分が今回の施工区間の標準断面となっております。上がブロック、下が大型水路ということでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第17、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、諮問第2号でございますが、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記といたしまして、住所大和町もみじヶ丘2丁目24番地の6 氏名宇野ふみ子さんでございます。

別添の議案説明資料をごらんいただきたいと思いますが、1ページでございますが、宇野さんの学歴、職歴等につきましては記載のとおりでございます。

推薦の理由でございますが、本年の12月31日付で現在人権擁護委員をしていただいております鈴木立子さんの任期の満了となるところでございますが、ご本人より再任辞退の申し出がございまして、後任の人権擁護委員として法務大臣に推薦をいたしたく、今般議会の意見を求めるものでございます。

宇野さんにつきましては、地域の信望も厚く、高齢者の見守りをするほか、働く女性の相談相手となっておるところでございます。また、人権擁護に関しましては、いじめや児童虐待、パワーハラスメントなどに関心を持たれている方でもございます。今後さらに地域に少しでもお役に立ちたいというお気持ちを持っておられますので、これまでの経験を生かしていただきまして、ご活躍いただける方と思ひまして、今回推薦をさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

暫時休憩します。

午後3時54分 休 憩

午後3時54分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

本案は、お手元に配りました意見のとおり、適任と認める答申をしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、諮問第2号は、お手元に配りましたとおり適任と認める答申をすることに決定いたしました。

日程第18「諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第18、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、諮問第3号でございますが、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記といたしまして、住所宮城県黒川郡大和町鶴巣北目大崎字長在家畑50番地の1千坂裕子さんでございます。

別添の説明資料をごらんいただきたいと思います。2ページでございますが、学歴、職歴等につきましては記載のとおりでございます。

現在も民生委員、児童委員をやっていただいているところでございますが、千坂さんにつきましても、本年12月31日付で任期の満了を迎えますことから、再度推薦をいたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

千坂さんにつきましては、昭和48年から平成15年まで30年間農協職員として勤務さ

れておりまして、平成16年から現在まで大和町の民生委員、児童委員として活躍されており、地域の信望も厚く、人権擁護についても関心をお持ちの法でございます。千坂さんの豊富な知識と経験を生かしていただくべく、平成25年1月に人権擁護委員に委嘱されてから現在まで十分にその使命と職務を果たしてこられました。よって、これまでの活躍を鑑みまして、再度人権擁護委員として推薦するものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長 長 （大須賀 啓君）

暫時休憩します。

午後3時58分 休憩

午後3時58分 再開

議長 長 （大須賀 啓君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本案は、お手元に配りました意見のとおり、適任と認める答申をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、諮問第3号は、お手元に配りましたとおり適任と認める答申をすることに決定いたしました。

日程第19「同意第4号 教育委員会委員の任命について」

議長 長 （大須賀 啓君）

日程第19、同意第4号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町長 長 （浅野 元君）

それでは、同意第4号でございます。教育委員会委員の任命について、下記の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法

律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、住所、大和町鶴巣北目大崎字町頭163番地。氏名、佐藤ゆり子さんでございます。

別添の資料をごらんいただきたいと思います。5ページでございますが、佐藤さんにつきましての学歴、役職歴につきましては記載のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

推薦の理由でございますが、平成27年9月30日に任期満了を迎えるため再任について今回議会の同意を求めるものでございます。

佐藤さんは宮城県黒川高等学校を卒業後、民間企業勤務の傍ら、仕事と子育ての両立を図る中、教育に熱意を持たれ、PTA活動にも積極的に参加され、鶴巣小学校のPTA役職を経験されるとともに、大和町PTA連合会及び宮城県PTA連合会の役職を務め、地域PTAのまとめ役も担われました。さらには、大和町農業委員会の委員としてもご尽力いただき、地区民の信望も厚く活躍しておられます。よって、本町の教育行政に大きく貢献していただけるものと期待をし、教育委員として任命をしようとするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから同意第4号を採決いたします。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は私を除いて16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に10番伊藤 勝君及び11番平渡高志君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異状ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。事務局長。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

10番伊藤 勝君及び11番平渡高志君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛成 16票

反対 0票です。

以上のおおり、賛成多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第20「同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について」

議長（大須賀 啓君）

日程第20、同意第5号 固定資産評価委員会委員の選任についてを議題とします。
朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、同意第5号でお願いしたいと思います。固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記といたしまして、住所は大和町鶴巣北目大崎字岸102番地。氏名、犬飼 勇さんでございます。

別紙の説明資料をお願いしたいと思います。4ページでございますが、犬飼さんにつきましての学歴、職歴につきましては記載のとおりでございます。現在大和町の大崎の区長さんをやっていただいておりますし、また固定資産評価審査委員会の委員もやっていただいております。

選任の理由といたしましては、平成27年9月30日に任期満了を迎えるため再任につきまして今回議会の同意を求めるものでございます。

犬飼さんは、昭和38年3月に黒川高等学校を卒業し、法務省に勤務され、平成20年に司法書士登録、宮城県司法書士会に入会し、司法書士としてご活躍されるかたわら、大和町大崎区長を務められております。その豊富な知識と、経験は職務遂行に当たって公正公平なる審査をいただけるものと考えまして、固定資産評価審査委員会委員としての専任をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これから同意第5号を採決いたします。

この採決は、会議規則第82条の規定により、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は私を除いて16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に12番堀籠英雄君及び13番高平聡雄君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。本件に賛成の方は「賛成」と記載し、反対の方は「反対」と記載願います。白票は、反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

異状ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。事務局長。

〔投票〕

投票漏れはありますか。

「なし」と呼ぶ者あり

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

12番堀籠英雄君及び13番高平聡雄君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票です。

有効投票のうち

賛成 16票

反対 0票です。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、本件は原案について同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

日程第 2 1 「委発第 2 号 大和町議会基本条例の一部を改正する条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第21、委発第 2 号 大和町議会基本条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。議会活性化調査特別委員会委員長松川利充君。

議会活性化調査特別委員会委員長 (松川利充君)

それでは、ただいま議題となりました委発第 2 号 大和町議会基本条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

大和町議会議長大須賀 啓殿

大和町議会基本条例の一部を改正する条例について上記の議案を別紙のとおり、地方自治法施行令第109条第 6 項及び会議規則第14条第 3 項の規定により提出します。

理由として、大和町議会議員倫理条例の制定に伴い、議員の政治倫理について所定の改正を行うものでございます。

それでは、2 枚目の 2 ページになりますが、条例の新旧対照表をごらんいただきたいとおもいます。

ごらんのように改正内容は、議員の政治倫理の第15条に新たに第 2 項として左側の新の下線を引いた部分の議会は前項の議員の政治倫理に関し、必要な事項は別に定めるを加えるものでございます。

議案書の前の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

附則として条例の施行期日は、平成27年10月 1 日から施行するとするものでございます。

以上でございます。ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第22「委発第3号 大和町議会議員政治倫理条例」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第22、委発第3号 大和町議会議員政治倫理条例を議題といたします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。議会活性化調査特別委員会委員長松川利充君。

議会活性化調査特別委員会委員長 (松川利充君)

それでは、ただいま議題となりました委発第3号 大和町議会議員政治倫理条例につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

大和町議会議長大須賀 啓殿

大和町議会議員政治倫理条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法施行令第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

理由として、議員の政治倫理の確立を図り、町民に信頼される公正で真に開かれた議会活動を実施するため、大和町議会議員政治倫理条例を制定するものでございます。

それでは、裏面の条例の文書をお開きいただきたいと思います。

まず、政治倫理は我々議員が町民から町政に対する権限を信託された代表であることを自覚し、公平公正に行動するために持たなければならない行動規範であり、本条例はその政治倫理の確立を図るための基本的事項を定めたものでございます。

本倫理条例は、議会活性化調査特別委員会において議会基本条例に定める政治倫理について、研究をする必要があるとの共通の認識の上、平成27年1月28日に議会議員倫理条例に関する調査研究のためのワーキンググループを設置することを決定いたし

ました。以来、ワーキンググループにおきましては、政治倫理条例の研究を重ね、既に議会議員臨時条例を制定している先進町村を視察するなど、調査研究を行いながら、さらに条文の検討など積極的な研究を行ってまいりました。

その成果が平成27年4月20日にワーキンググループの平渡高志リーダーより議会活性化調査特別委員会に調査結果が報告され、その後今日まで引き続き調査研究を重ねた結果、成案を得るに至りまして、本日の提案となりました。

それでは、次に先ほどお願いしました提出議案の概要についてご説明をいたしたいと思っております。

この議会議員倫理条例案は、全12条で構成されております。

その第1条の目的は、大和町議会基本条例平成25年大和町条例第53号の第15条第2項の規定に基づき、大和町議会議員の政治倫理に関し、必要な事項を定めることにより公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与するとうたっております。

第2条では、議員の責務として議員は町民の信託を受けた町民の代表であることを認識し、その役割及び責務を自覚するとともに、政治倫理を遵守しなければならないとあり、第2項では議員は政治倫理に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、みずから疑惑の解明に当たるとともに、町民に対しみずから進んで事実を明らかにしなければならないとうたっております。

第3条では、政治倫理の宣誓を行い、その署名をすることを明記いたしました。

第4条では、町民の役割をうたいました。

第6条では、政治倫理の基準を詳細に掲げました。

第7条は、補助金等の交付を受けている団体の代表者等就任の届け出を義務づけております。

第8条では、政治倫理違反の事実があると認めたとときの審査請求要件を定めております。

第9条は、審査請求があった場合の調査の依頼をすることができると定め、第10条では審査請求に関する事件の調査依頼の会議に付議すべき事件について、定めております。

第11条では、議会の職務及び措置を定め、第12条の委任では、条例の施行に関し必要な事項を別に定めることを明記いたしました。

附則として条例の施行期日を平成27年10月1日からとするものでございます。

この条例案は、我々議員が共通の認識に立ちまして、地方分権時代のこれからの議会が議会基本条例とともに、この新しい条例のもとに開かれた議会、信頼される議会、

町民の信託に応える議会を目指し、全議員が真剣に取り組み、全員議員の相違をもって町民の期待に応えようとするものでございます。

以上で提案理由の説明といたします。皆様のご賛同を心からお願いしたいと思いません。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから委発第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第23「大和町議会災害調査特別委員会の設置」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第23、大和町議会災害調査特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りします。

大和町議会委員会条例第5条第1項の規定により、平成27年台風18号による大雨等に係る災害調査研究のため、議長を除く16名でもって構成する大和町議会災害調査特別委員会を設置し、これに附託の上、調査が終わるまで閉会中も継続調査とすることにしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本案については、議長を除く16名で構成する大和町議会災害調査特別委員会を設置し、これに附託の上、調査が終わるまで閉会中も継続調査とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩します。

午後4時31分 休憩

午後4時33分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

大和町議会災害調査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

委員長に堀籠英雄君、副委員長に大崎勝治君、以上のとおり選任されました。

日程第24「所管事務調査の申し出について」

議長（大須賀 啓君）

日程第24、所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の調査の申し出があります。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第4回大和町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時34分 閉会

